

NO. 563
平成22年(2010)
1/7(木)



小笠原 —OGASAWARA—
村民だより

編集・発行 小笠原村総務課
〒100-2101
東京都小笠原村父島字西町
TEL04998(2)3111
FAX04998(2)3222

臨時号

ホームページアドレス

<http://www.vill.ogasawara.tokyo.jp>

**1月24日(日)は東京都議会議員
補欠選挙(島部選挙区)の日です
＜母島は1月23日(土)繰上投票＞
忘れずに投票しましょう**

【選挙日程】

告示日	1月15日(金)	
繰上投票日(母島)	1月23日(土)	午前7時から午後8時まで
投票日(父島)	1月24日(日)	午前7時から午後8時まで
開票日	1月24日(日)	午後9時から(即日開票)

【投票所】 第1投票区(父島) : 小笠原村地域福祉センター
第2投票区(母島) : 母島村民会館

◎投票所へは投票所入場券を持参してください。(告示日に発送いたします。)
(入場券が投票日前日になっても届かない場合や、記載事項に誤りがある場合はご連絡ください。)

最近、転入届を出された方や20歳になられた方へ、あなたは有権者でしょうか？

あなたの
生年月日は？ → 平成2年1月26日以降 → 投票できません
→ 平成2年1月25日以前

↓
小笠原村に住民登録
の届出をしたのは
いつですか？ → 平成21年10月14日以前 → 小笠原村で投票できます
(村外において不在者投票される方は裏面をご覧ください)
→ 平成21年10月15日以降

↓
以前の住民登録
はどこですか？ → 都外 → 投票できません
→ 都内 → 島部以外 → 投票できません
→ 島部 → 前の住所地で投票となります(注)

※ 都外へ転出すると投票できなくなります。

(注) 前の住所地(島部)で投票する場合(都内の住所移転1回の方に限り)は、現住所地の区市町村長(小笠原村長)の発行する証明書(住民票等)が必要です(証明書は無料で発行されます)。

◎ 不在者投票を行う場合は、お早めに選挙管理委員会へお問合せください。

【期日前投票制度について】

投票日当日に投票所へ行けない方は、期日前に投票をすることができます。
期日前投票は、投票日前であっても投票日当日と同じように投票することができる制度です。
期日前投票所へは、投票所入場券を持参してください。
(入場券が届いていない場合は、運転免許証など身分を証明できるものをご持参ください。)

◎ 投票の対象者 : 期日前投票を行う日に選挙権のある方で、かつ投票日当日に投票できない事由がある方
(「宣誓書」の提出が必要です。)

◎ 期日前投票期間 : 1月16日(土)～1月23日(土)
※母島の期日前投票期間は1月22日(金)までとなります。

◎ 期日前投票所の場所と受付時間 : 父島 村役場 総務課 午前8時30分～午後8時
母島 村役場 母島支所 午前8時30分～午後6時

【1月15日(金)以降、父島～母島間で転居された方の投票について】

- ◎ 父島 から 母島 へ転居された方 : 1月24日(日)の投票日に 父島 で投票となります。
 ※1月22日(金)までに母島で期日前投票を行うこともできます。
 ※1月23日(土)に母島で不在者投票を行うこともできます。
- ◎ 母島 から 父島 へ転居された方 : 1月23日(土)の繰上投票日に 母島 で投票となります。
 ※1月23日(土)までに父島で期日前投票を行うこともできます。

☆ 期日前投票の受付場所・時間を以下の表でご確認ください。

(○ = その場所において期日前投票できます。 × = 期日前投票できません。)

	期 日 前 投 票 場 所	1月16日(土) ～1月22日(金)	1月23日(土) 母島繰上投票日	1月24日(日) 父島投票日
父島 から 母島 へ 転居された方	父島 村役場 (8:30～20:00)	○	○	×
	母島 母島支所 (8:30～18:00)		×	
母島 から 父島 へ 転居された方	父島 村役場 (8:30～20:00)	○	○	×
	母島 母島支所 (8:30～18:00)		×	

【小笠原村以外の区市町村で不在者投票を希望される方へ】

- ◎ 1月13日(水)までに 村役場総務課または母島支所へ“不在者投票”の投票用紙を直接又は郵送で請求してください。(所定の請求書に必要事項を記入して提出してください)。
 郵送で請求される場合は、1月12日(火)東京発のおがさわら丸に間に合うよう、ご請求ください。
- ◎ 請求いただいた投票用紙は、滞在先へ郵送されます。
- ◎ 到着したら本人が直ちに滞在先の区市町村選挙管理委員会(指定病院(※)に入院の方は入院先の病院長等)に持参し、係員の指示に従って投票してください。
 なお、選挙を行っていない区市町村選挙管理委員会において不在者投票を行う場合は、開庁日の執務時間内に行う必要がありますので、事前に滞在先の区市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。
- ◎ 投票後は、投票を行った選挙管理委員会等から小笠原村選挙管理委員会へ送致されます。
- ◎ 1月19日(火)東京発予定の共勝丸に郵送で間に合うよう、直ちに投票をお済ませください。
 《小笠原への郵便事情により、18日(月)午前中の早い時間に投票をお済ませください。》
 《この便より後になりますと、投票が無効になってしまいますのでご注意ください。》
 (注) 18日(月)午前中に投票をいただいた場合でも、投票場所の郵便事情等により上記の船便に間に合わない場合は、投票が無効になってしまいますので、あらかじめご了承ください。
 (注) 共勝丸による郵便物の輸送は、海上模様の影響により、日程が変更になる場合があります。投票日の投票時間終了までに投票所に届かない場合、投票が無効になってしまいますので、あらかじめご了承ください。

※指定病院とは

病院内で不在者投票を行うことができる施設であることを所在地の選挙管理委員会が定めている病院のことをいいます。詳しくは入院されている病院にご確認ください。

【小笠原村で不在者投票を希望される方へ】

- ◎ 小笠原村以外の東京都内島しょ町村選挙管理委員会で調製された選挙人名簿に登録されている方で、小笠原村で不在者投票を希望される方は、名簿登録地の選挙管理委員会へ投票用紙の請求を行う必要がありますが、おがさわら丸がドック中のため、投票をされても選挙期日までに名簿登録地へ送付することができませんので、投票が無効となってしまいます。あらかじめご了承ください。
- ◎ 不在者投票の受付場所と受付時間 : 父島 村役場 総務課 午前8時30分～午後8時
 母島 村役場 母島支所 午前8時30分～午後6時

●問い合わせ先 選挙管理委員会 2-3111